



平成30年12月18日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号  
大東建託株式会社  
代表取締役社長 熊切 直美  
(東証・名証第1部 コード番号1878)

## 株主還元方針の一部見直しおよび 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、平成30年12月17日の取締役会において、会社法165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議し、併せて従来の株主還元方針の一部（自己株式取得・消却）を見直し、新たな株主還元方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成30年12月18日付「自己株式取得の中止に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成30年4月23日の取締役会の決議に基づく自己株式の取得については、同じく平成30年12月17日の取締役会において中止することを決議しております。

記

### 1. 自己株式取得に係る決議について

当社グループは、ブランドメッセージ「生きることは、託すこと。」を掲げ、お客様から様々なことを託される企業を目指し、賃貸経営受託システムを核としながら、コア事業である建設事業・不動産事業に加え、「介護・保育事業」「エネルギー事業」「海外事業」を“新コア事業”と位置付け、事業領域の拡大を進めております。

中期経営計画としては、平成33年3月期に、売上高1兆7,910億円、営業利益1,380億円、親会社株主に帰属する当期純利益970億円、ROE30.0%の実現を目指すとともに、貸家着工戸数におきましては、シェア17.5%以上（賃貸市場規模を390千戸と想定）獲得することを設定しております。

かかる中期経営計画達成に向けて当社経営戦略及び業績は順調に推移しており、平成31年3月期の連結業績予想は、平成30年4月23日に公表いたしましたとおり、売上高1兆6,400億円、営業利益1,280億円、親会社株主に帰属する当期純利益900億円となることを見込んでおりますが、足元の株式市場では当社株価は軟調に推移していると考えられます。

このような状況を踏まえ、下記のとおり、経営環境の変化に応じ、株式市場の動向を考慮した機動的な資本政策を遂行するために、平成30年12月17日の取締役会において、会社法165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項の決議（以下、「新たな自己株式取得決議」といいます。）をいたしました。

なお、平成30年12月18日付「自己株式取得の中止に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成30年4月23日の取締役会の決議に基づく自己株式の取得については、同じく平成30年12月17日の取締役会において中止することを決議しております。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じ、株式市場の動向を考慮した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得するものであります。

なお、当社は平成30年9月30日を決算日とする臨時決算を行っており、臨時決算日までの損益を分配可能額に含めております。

(2) 取得に係る事項の内容

- |             |  |
|-------------|--|
| ①取得する株式の種類  | 当社普通株式                                     |
| ②取得する株式の総数  | 700万株（上限）<br>《発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 9.4%》 |
| ③株式の取得価格の総額 | 868億円（上限） ※全額自己資金で取得                       |
| ④取得期間       | 平成30年12月18日～平成31年12月17日                    |
| ⑤取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                            |

(ご参考) 平成30年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	74,251,621株
自己株式数	1,377,258株

## 2. 新たな株主還元方針について

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。また、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が100億円を超え、かつ大型の資金需要がない等、一定の条件を満たしている場合は、取得上限枠を連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の30%を目処として継続的に自己株式を取得し消却することとしております。総還元性向は、連結配当性向50%と自己株式の取得・消却30%を合わせて80%としております。

かかる方針に基づき、平成30年10月30日の取締役会決議において、中間配当金総額221億円の配当を行うことを決議している他、今年度の自己株式取得の状況としては、本日時点で723,000株、132億円を取得しております。この度、新たな自己株式取得決議に合わせて、従来の株主還元方針の一部を以下のとおり見直すことを決議いたしました。

今後も、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、株主還元の積極的な強化および将来成長のための成長投資を両立させることで、継続的な企業価値の向上並びに株主利益の拡大に注力してまいります。

(1) 配当政策について

配当政策についてはこれまで通り、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。

平成31年3月期末の1株当たり配当金の予想については、平成31年3月期の連結当期純利益の予想の50%から中間配当を差し引き、その金額を期末の自己株式を除いた発行済株式総数で除した結果を基準に決定する予定です。

(2) 自己株式取得・消却について

新たな自己株式取得決議に基づき、発行済株式総数（自己株式を除く）の9.4%にあたる700万株、総額868億円を上限とする自己株式取得を行う予定であり、既に今年度取得済みである132億円を合わせ、合計1,000億円の自己株式取得・消却を予定しております。今回の自己株式の取得総数枠は、平成30年4月23日の取締役会決議に基づく自己株式取得総数の上限である143万株の4年分を上回るものとなる見込みです。

新たな自己株式取得決議に基づく自己株式の取得に伴い、来期以降は上述のこれまでの基準に基づく自己株式の取得・消却を当面休止することとし、当社グループを取り巻く経営環境や株式市場の動向、財務状況や成長投資などを総合的に勘案し、必要に応じて自己株式の取得・消却の実施を検討することといたします。

以上

この件に関するお問い合わせ先  
大東建託（株）経営企画室  
塩見、高橋  
03（6718）9068